

# 障がい者手帳を交付します

問福祉課 障がい福祉係 ☎773・6667 📠773・6723

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部機能などの障がいに該当すると認定された人に交付され、各種福祉サービスを受けるために必要になります。障がいの程度により1級～6級までの等級があります。

**対** 身体機能に永続する障がいがあり、身体障害者障害程度等級表に該当する人

### 申請に必要なもの

- ・指定医師の診断書（3か月以内に作成されたもの。指定医師は、都道府県または政令市の指定を受けた医師）
  - ・顔写真2枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影）
  - ・マイナンバー（個人番号）のわかるもの
- ※代理人が窓口に来る場合は申請者の委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証など）もご用意ください

## 療育手帳

知的障がい児・者が、各種福祉サービスを受けるために交付される手帳です。AとBの等級があります。

**対** 児童相談所または知的障害者更生相談所で、知的障がいであると判定された人

### 申請に必要なもの

- 顔写真2枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影）
- ※申請後、別に指定される日に、南魚沼児童相談所（南魚沼知的障害者更生相談所）で面接判定を行います

## 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を持ち一定の障がいの状態であると認定された人に交付され、各種福祉サービスを受けるために必要になります。障がいの程度により1級～3級までの等級があります。（手帳の有効期間は2年間）

**対** 精神に疾患があり、初診から6か月以上経過している人で、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人

※知的障がいは含まれません

### 申請に必要なもの

- ・顔写真1枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影）
  - ・マイナンバー（個人番号）のわかるもの
  - ・次のいずれか
    - ①年金証書か振込通知書（精神障がいによる障害年金を受給している人）
    - ②診断書（精神障がいによる障害年金を受給していない人）
- ※代理人が窓口に来る場合は、申請者の委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証など）もご用意ください

### 共通事項

**受付窓口** 福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センター  
 ※診断書の用紙などは受付窓口にあります

### 問保健課

☎773・6811

麻しん・風しん予防接種2期を  
忘れずに受けましょう

麻しんウイルスは感染力が強く、感染者との接触や、咳・くしゃみだけでなく、空気感染をすることもあります。また肺炎や中耳炎、脳炎などの合併症を引き起こすこともあります。

風しんウイルスは、感染者の咳やくしゃみを介して感染します。重症化すると、脳炎や血小板減少性紫斑病などを併発することがあります。妊娠初期に感染すると、胎児に感染して高い確率で先天性風しん症候群（白内障、心臓病、難聴、発育・発達遅延など）を引き起こします。

1歳以降に予防接種を2回受けることで、ほとんどの人が感染や重症化を防ぐことができます。自身が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも、忘れずに予防接種を2回受けましょう。

**令和4年度2期接種対象者**  
 年長児（平成28年4月2日～平成29年4月1日までに生まれた人）

**接種期限**  
 令和5年3月31日（金）まで